

判決年月日	平成 1 7 年 7 月 2 0 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成17年（行ケ）第10233号		
○ 「ファスティング」なる商標が，使用による識別力を獲得したものとはいえず， 商標法 3 条 1 項 6 号に該当するとされた事例			

（関連条文）商標法3条1項6号

Xは、「ファスティング」の文字からなる商標（本願商標）について、「飲料用野菜ジュース」及び「飲食物の提供、栄養の指導」を指定商品及び指定役務として、商標登録出願したが、拒絶査定を受け、拒絶査定不服審判においても、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決を受けた。審決は、「本願商標は、その指定商品及び指定役務に使用しても、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標であるから、商標法3条1項6号に該当する」としたものである。そこで、Xは、審決の取消を求めたが、本判決は、次の判示して、Xの請求を棄却した。

すなわち、辞書等の説明によれば、「ファスティング」の語は、一般に、「断食、絶食」、「断食療法、絶食療法」ないし「水とジュースなど最低限の栄養補給をして数日過ごす健康法」として知られていることが明らかである。このことは、たとえば、新聞記事における「ファスティング」の用法からも明らかである。

このように、「ファスティング」とは、一般に、「断食、絶食」、「断食療法、絶食療法」ないし「水とジュースなど最低限の栄養補給をして数日過ごす健康法」として知られているものであるから、「ファスティング」の語からなる本願商標をその指定商品及び指定役務である「飲料用野菜ジュース、飲食物の提供、栄養の指導」について使用した場合、本願商標に接する取引者、需要者は、「断食療法に対応した飲料用野菜ジュース、飲食物の提供、栄養の指導」という程度の意味を理解するに止まり、本願商標は自他商品・役務識別機能を果たし得ないものというべきである。

これに対し、原告は、本願商標「ファスティング」とそれを提唱する原告は、新聞、雑誌等で広く紹介されているから、本願商標を指定商品及び指定役務に使用すれば、需要者は、原告の業務に係る商品又は役務であることを認識することができる旨主張する。しかしながら、本願商標が、使用をされた結果需要者が原告の業務に係る商品又は役務であることを認識することができる（使用による識別力を獲得した）ものであるというためには、「ファスティング」や原告が新聞、雑誌等で紹介されているだけでは足りず、少なくとも、本願商標と同一の商標が、本願の指定商品及び役務のすべてについて、商品・役務の出所が原告であることを表示する標識として使用されてきたことが前提となると解すべきである。この観点から検討すると、本願商標は使用による識別力を獲得したものとはいえない。

したがって、本願商標が商標法３条１項６号に該当するとした本件審決の判断に誤りはない。